

ChefNova 事業者利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 iii（以下「弊社」といいます。）が提供する個人間や個人と法人間で仕事が直接取引できるマッチングサービス「ChefNova」（以下「本サービス」といいます。）に関して、事業者として本サービスを利用しようとする事業者の皆様と弊社との間の権利義務関係を定めています。事業者様は、本規約を熟読し、本規約の内容を十分に理解した上でこれを承諾して、本サイトを利用するものとします。

第1条 （定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「本サービス」とは、弊社が「ChefNova」という名称で提供する個人間や個人と法人間で仕事が直接取引できるマッチングサービス及びこれと一体となって提供する各種サービスを意味します。
2. 「事業者」とは、本サービスを通じて求職者と雇用契約又は業務委託契約（但し、各種法令に基づく許認可が必要なものを除く）（以下「雇用契約等」といいます。）を締結し、労務又は業務（以下「労務等」といいます。）の提供を受けることを企図して、本サービスをお使いになる事業者を意味します。
3. 「求職者」とは、本サービスを通じて事業者と雇用契約等を締結し、労務等を提供することを企図する個人を意味します。
4. 「投稿データ」とは、事業者が本サービスを利用して投稿その他送信するコンテンツ（文章、画像、動画その他のデータを含みますがこれらに限りません。）を意味します。
5. 「レビュー」とは、事業者が、本サービスを通じて締結された雇用契約等の相手方である求職者に対して行う評価、又は、求職者が、本サービスを通じて締結された雇用契約等の相手方である事業者に対して行う評価のことを意味します。
6. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含み、かつ、著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）を意味します。

第2条 （適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する事業者と弊社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、事業者と弊社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 弊社が本サービス上で掲載する本サービス利用に関するルール等も、本規約の一部を構成するものとします。

3. 本規約の内容と、前項のルール等その他の本規約外における弊社による本サービスの説明等の内容とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第3条 （本サービスに対する注意）

1. 本サービスには、事業者の情報機器を介し、当該者に関する情報を表示又は交換する機能が含まれますが、かかる機能は事業者の情報の同一性を確保し、架空、仮装による情報掲載や投稿を防止する目的として提供するものであり、事業者は、雇用契約等の締結の手続き等を、自己の責任において行うものとします。
2. 事業者は、本サービス又は本サイトを利用してなされた一切の行為に起因する結果について自ら責任を負うことをあらかじめ承諾します。

第4条 （委託事項）

1. 事業者は弊社に対して、事業者が必要とする日雇いの人材の紹介業務（以下「本件業務」という）を委託し、弊社はこれを受託します。
2. 弊社は、事業者が提示した求人条件及び一般的に公開されている事業者の企業情報を、弊社が候補者を募集するために弊社が運営又は利用するインターネットWebサイト・アプリケーション等において開示・公開するものとし、事業者はこれに同意するものとします。
3. 事業者は弊社に対し、弊社の要請に従い、本件業務の遂行に必要な資料および情報の提供を行うものとします。

第5条 （登録）

1. 本サービスのうち弊社所定の機能（以下「所定機能」といいます。）の利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ弊社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を弊社の定める方法で弊社に提供し、弊社の定める手続に従って、弊社に対し、所定機能の利用を申請するものとします。
2. 弊社は、第4項の基準に従って、前項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「登録申請者」といいます。）の登録の可否を判断し、弊社が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の登録は、弊社が本項の通知を行ったことをもって完了します。
3. 前項に定める登録の完了時に、事業者は所定機能を本規約に従い利用できるようになります。
4. 弊社は、登録申請者（本項においては、登録申請者たる事業者を代表して申請手続きを行う個人を含みます。）が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。

- (1) 弊社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (2) 登録申請者が、会社でないにもかかわらず会社であると誤認されるおそれのある文字を用いた名称又は称号を使用している場合、不正の目的をもって他の事業者であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用しているとみなされるおそれがある場合、又は事業者としての実体が認められない場合
- (3) 第17条各号に該当しうる不適当な目的で本サービスを利用しようとする場合
- (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- (5) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとお社が判断した場合
- (6) 登録申請者が過去弊社との契約に違反した者又はその関係者であると弊社が判断した場合
- (7) その他、弊社が登録を適当でないと判断した場合

第6条 （登録事項の変更）

事業者は、登録事項に変更があった場合、弊社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく弊社に通知しなければなりません。

第7条 （パスワード及びIDの管理）

1. 事業者は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはなりません。
2. パスワード又はIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は事業者が負うものとし、弊社は責任を負いません。

第8条 （雇用契約にかかる募集情報の掲載等）

1. 事業者は、雇用契約にかかる募集情報の掲載に際しては、弊社の定める手続に従って、職業安定法5条の3第1項所定の、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示するとともに、次に掲げる事項を遵守するものとします。また、第13条各号に該当し、また該当するおそれのある募集情報を掲載してはならないものとします。
 - (1) 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと
 - (2) 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休

憩時間、休日等について明示すること。

- (3) 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。
また、固定残業代を採用する場合は、その計算方法（固定残業時間及び金額を明らかにするものに限り、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること
 - (4) 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること
 - (5) 求職者に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること
 - (6) 求職者が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること
 - (7) 明示する従事すべき業務の内容等が雇用契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、候補者に速やかに知らせること
2. 事業者は、雇用契約の締結に際しては、弊社の定める手続に従って、求職者に対して、労働基準法 15 条 1 項所定の、賃金、労働時間その他の労働条件を明示するものとします。
 3. 事業者は、雇用契約の締結に際し、第 2 項に基づいて明示した労働条件を変更し、特定し、削除し、又は追加する場合には、弊社の定める手続に従って、これを明示するものとします。

第9条 （募集情報の掲載及び利用者情報の取扱い）

1. 事業者は、雇用契約等にかかる募集情報の掲載に際しては、以下の各号に掲げる募集情報を掲載してはなりません。また弊社が別途掲載基準を定めた場合には、当該掲載基準に従って募集情報を掲載しなければならないものとします。事業者が、以下の各号に掲げる募集情報又は別途弊社が定めた掲載基準に反した募集情報を掲載したと弊社において判断した場合、弊社は事前に通知することなく、当該事業者の募集ページの非表示若しくは削除又はアカウントの停止若しくは削除をすることがあります。
 - (1) 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の募集情報
 - (2) その内容が法令に違反する募集情報
 - (3) 実際に従事すべき業務の内容等と相違する内容を含む募集情報
 - (4) 実態が雇用契約であるにもかかわらず、業務委託契約として掲載する募集情報

2. 事業者は、本サービスに基づき取得した求職者の利用者情報を、求職者との雇用契約等及び本サービスに関する目的以外で利用せず、また、第三者に開示しないものとします。

第10条 （本サービスを通じた契約の締結又は管理等）

1. 求職者は、本サービス上で、弊社の定める手続に従って、事業者に対して、雇用契約等の締結の申込みをすることができます。
2. 前項の申込みを受けた事業者は、本サービス上で、弊社の定める手続に従って、求職者に対して、前項の申込みに対する承諾をすることができます。
3. 事業者及び求職者は、弊社の定める手続に従って、本サービス上で、労働条件の明示機能、業務の開始又は終了の確認機能、自動的に休憩時間の控除、手当等の付与が行われる計測機能を利用することに同意するものとし、事業者は、これらの機能は雇用契約等により予め合意された範囲において設定するものとします。
4. 事業者は、事業者の都合により、募集に応募しマッチングした求職者の労務等を受領しなかった場合、弊社の定めるところにより、当該求職者に対し、一定の補償を行わなければならない場合があります。

第11条 （レビュー）

1. 事業者は、本サービスを通じて締結された雇用契約等に定められた契約期間の終了後、弊社が定める期間内において、弊社の定める手続に従って、レビューを行うことができます。
2. 事業者の連絡等に基づき、求職者について以下の各号のいずれかに該当する事実が確認された場合には、弊社の定める手続に従って、求職者にペナルティポイントが付与されることがあります。
 - (1) 求職者が、正当な理由なく、欠勤、遅刻又は早退したとき
 - (2) 求職者が、事業者の業務上の指示に従わなかったとき
 - (3) 前各号の他、求職者が、弊社が別途規定する基準に違反したとき

第12条 （賃金算定のための労務管理方法）

1. 事業者は、本サービスにより雇用契約を締結した労働者の就業時間等の労務データを本サービス上において管理するものとし、雇用契約締結時に、労働者に対して、その旨を確認することとします。
2. 事業者は、それぞれの具体的な現場所在地に対して初出勤となる求人者について、店舗の出入口や更衣室、仕事現場等の案内や QR コードにより勤怠時間の打刻等の方法の事前確認など求人者がスムーズに業務に入れるための案内を丁寧に行うことに努めると共に、当該求人者に対して初出勤時のみ5分の遅刻猶予を与えることとします。

第13条 （賃金の確定）

1. 求職者は、勤務終了後速やかに本サービス上に勤務時間を入力し、事業者は 24 時間以内に当該勤務時間の承認もしくは否認を行うものとします。
2. 第 1 項に基づき、勤務時間が確定された場合、承認後 24 時間の経過をもって、当該勤務に対する報酬が確定されます。
3. 第 1 項に基づき勤務時間が否認された場合、求職者に対して、否認理由が付された通知が届きます。求職者が、通知後 24 時間以内に勤務時間の再入力もしくは反論を行わなかった場合、求職者は当該否認理由として記載された事業者側の主張に異議なく承認したものとみなし、当該時間経過により報酬額が確定します。
4. 第 3 項に基づき求職者が勤務時間の再入力もしくは反論を行った場合、求職者は当該入力となされたときから 24 時間以内に、再度承認もしくは否認を行わなくてはなりません。通知後 24 時間以内に回答を行わない場合、当該入力に異議なく承認したものとみなし、当該時間経過により報酬額が確定します。
5. 前項までの事業者の承認・否認手続きは最大 5 回まで行えるものとし、5 回目の否認に対して、求職者が当該否認理由及び修正依頼に同意をしない場合、求人時の報酬金額により（報酬が日額など定額の場合は当該金額、変動額の場合は時給等変動額の基礎となる単価に募集時間を乗じた金額）、報酬が確定するものとします。
6. 求職者および事業者は、第 5 項に基づく決定に対して、本サービス及び弊社に対して一切の異議を申し立てることができません。前項までの判断への不服を含む一切の労使当事者間の紛争について、本サービス及び弊社は一切の責任を負わず、また双方に対して一切の協力を行いません。
7. 第 1 項から第 4 項までの手続きに基づき算定された報酬に異議があり、後日、裁判等によって当該報酬額と異なる報酬額が認定された場合であっても、本サービス及び弊社は一切の責任を負わず、また、第 1 項から第 4 項の手続きに基づいて算定された報酬を基礎として計算された手数料について、差額等の返還は行いかねます。

第14条 （賃金又は報酬・サービス利用料の支払等）

1. 事業者は、本サービスを通じて締結された雇用契約等に基づく賃金又は報酬・本サービスのシステム利用料（以下単に「本サービス利用料」とし、前記賃金又は報酬・本サービス利用料を併せて「賃金等」といいます。）を、以下の弊社が定める方法により支払うこととします。なお、金融機関への振込手数料は、原則として支払者が負担することとします（次項以下において同じ）。

(1) 事業者は、当該賃金等が発生した当日に、DG フィナンシャルテクノロジー

株式会社（以下「DG 社」といいます）による決済代行のため、当該賃金等相当額をクレジット払いにより支払う。

- (2) 当該賃金の支払いは、弊社が、前号の支払にもとづき、事業者の委託により、求職者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 事業者は、求職者に対する賃金等の支払が当月15日又は末日払いになることをあらかじめ了承し、求職者に対して、その旨を告知する。
2. 事業者もしくは求職者の何らかの事情により第1項の支払方法が利用できない場合、事業者は、あらかじめ明示した雇用条件に従い、弊社の指定する口座宛に、3営業日以内に銀行振り込みにより求職者の賃金を支払うこととします。
 3. 当該手数料は、弊社（又は弊社の指定する者）の指定する DG 社より振り込む方法により支払うこととします。
 4. 事業者及び求職者は本条第1項及び第3項の支払代行の委託において、DG社が代行にかかる事業者もしくは求職者の属性や、口座の情報について、DG社が定める反社会勢力でないことの確認等のあらかじめ定めた基準により、審査を行うことに、あらかじめ承諾することとします。
 5. 本条各号の支払についての振込手数料については、事業者が負担することとします。

第15条 （本サービス利用料の算定方法及び遅延損害金）

1. 本サービス利用料は、本サービス上に提示した求人広告について求職者による労務の提供が行われ、弊社が定める所定の手続きにしたがって当該求職者に対する報酬または賃金が確定された場合に発生するものとし、その金額は、当該確定された報酬または賃金に対して、個別契約により定めた利用率を乗じた金額に消費税等を加算して得られる額とします。
2. 事業者が、弊社が定めた期限までに本サービス利用料又は前条第2項の手数料の支払いを怠った場合は、年14.6%の割合による遅延損害金を弊社に対して支払うものとします。

第16条 （源泉徴収票等の発行）

1. 事業者は、本サービスを通じて締結された雇用契約に基づく賃金について、弊社の定める手続きに従って、本サービス上で、支払明細書及び源泉徴収票（以下「源泉徴収票等」といいます。）の作成並びに本サービスに係るアプリケーション上で表示及び提供（以下「電子交付」といいます。）を行う機能を利用することに同意するものとし、求人情報に含まれない賃金等を支払った場合などその機能上対応できない源泉徴収票等の作成・提供等を行う場合には、本サービス外において自らの責任で行うものとします。
2. 事業者は、あらかじめ求職者が行っている電子交付への承諾に関わらず、求職者が源

泉徴収票等の書面での交付を請求した場合には、これに従って書面での交付を自己の責任において行う必要があることに同意するものとします。

第17条 (求人募集のキャンセル及び採用後の労務取消に対する賃金等の支払について)

1. 事業者が求職者の採否について、先着方式ではなく、スキル選考方式を採用した場合で、当該募集にかかる労働日の5日前までに求職者の採否の決定が行われない場合、当該募集に対する求職者の有無にかかわらず、当該募集については自動で取り消されるものとします。
2. 事業者が求職者の採用決定を行ったにもかかわらず、求職者との間で当該募集にかかる労務契約等を取り消し、または労務の提供を拒んだ場合、理由の如何にかかわらず事業者は下記のキャンセル料及び当該キャンセル料相当額に対するサービス利用料を支払うものとします。

5日前(144時間未満)までのキャンセル	採用決定にかかる賃金等の5%
4日前(120時間未満)までのキャンセル	採用決定にかかる賃金等の8%
3日前(96時間未満)までのキャンセル	採用決定にかかる賃金等の10%
2日前(72時間未満)までのキャンセル	採用決定にかかる賃金等の18%
1日前(48時間未満)までのキャンセル	採用決定にかかる賃金等の20%
当日(24時間未満)のキャンセル	採用決定にかかる賃金等の100%

第18条 (禁止事項)

事業者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当すると弊社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 弊社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 弊社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (5) 本サービスを通じ、以下に該当すると弊社が判断する情報を弊社又は本サービスの他の利用者へ送信すること
 - ① 過度に暴力的又は残虐な表現を含む情報
 - ② コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
 - ③ 弊社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
 - ④ 過度にわいせつな表現を含む情報
 - ⑤ 差別を助長する表現を含む情報

- ⑥ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ⑦ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ⑧ 反社会的な表現を含む情報
 - ⑨ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
 - ⑩ 他人に不快感を与える表現を含む情報
 - ⑪ 面識のない異性との出会いを目的とした情報
- (6) ねずみ講、マルチ商法・MLM、ネットワークビジネス等の行為又はこれに類する行為
 - (7) 労働時間及び休憩時間等について不正確な記録を行い、又はこれを促す行為
 - (8) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
 - (9) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (10) 弊社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
 - (11) 第三者に成りすます行為
 - (12) 本サービスの他の利用者の ID 又はパスワードを利用する行為
 - (13) 弊社が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
 - (14) 本サービスの他の利用者の情報の収集
 - (15) 本サービスが提供する機能を不正に設定、利用、操作等する行為
 - (16) 弊社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
 - (17) 反社会的勢力等への利益供与
 - (18) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
 - (19) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
 - (20) その他、弊社が不適切と判断する行為

第19条 (本サービスの停止等)

1. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合には、事業者事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスにかかるコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、弊社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 弊社は、前項に基づき弊社が行った措置に基づき事業者が生じた損害について責任を負いません。

第20条 （正社員採用及び、正社員採用を行った場合のサービス利用料）

1. 同一の事業者と求職者が、同種業務について、5回以上の採用を行った場合、事業者と求職者双方の同意により、事業者は当該求職者を正規雇用することができます。
2. 前項の正規雇用を行った場合、事業者は当該求職者の年収の10%を乗じた金額に消費税を加算した金額を本サービス利用料として支払うものとします。
3. 事業者は、いかなる理由、方法によっても、第1項に定める条件以外での求職者の正規雇用をすることはできません。本規定に反した場合、事業者は弊社に対してその正規雇用にかかる求職者の年収相当額の20%もしくは当該求職者が事業者にも本サービス上で採用された際の本サービス利用料の600日分のいずれか安い金額を、損害賠償として支払うものとします。

第21条 （権利帰属）

1. 本サービスに関する知的財産権は全て弊社又は弊社にライセンスを許諾している第三者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する弊社又は弊社にライセンスを許諾している第三者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 事業者は、投稿データについて、自らが投稿その他送信することについての適法な権利を有していること、及び投稿データが第三者の権利を侵害していないことについて、弊社に対し表明し、保証するものとします。
3. 事業者は、投稿データのうち、募集情報や、第11条第1項に基づき行った求職者のレビュー内容（個人を特定できる情報は除きます。）等、社会通念に照らして取引価値を認めたいもの（以下「特定投稿データ」といいます。）について、弊社に対し、本サービスの提供、改善又は宣伝広告に必要な範囲で、非独占的に使用又は複製、翻案、公衆送信その他利用する権利を許諾するものとします。
4. 事業者は、弊社が前項の範囲で、特定投稿データを使用又は利用することについて、著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

第22条 （登録抹消等）

1. 弊社は、事業者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、投稿データを削除し若しくは当該事業者について本サービスの利用を一時的に停止し、又は当該事業者の登録を抹消することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

- (4) 6ヶ月以上本サービスの利用がない場合
 - (5) 弊社からの返信を求める問合せに対して何らの返信がされない場合
 - (6) 第5条第4項各号に該当する場合
 - (7) 特段の理由なく第14条2項の期限内での振り込みがなされない場合
 - (8) その他、弊社が本サービスの利用、登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、事業者は、弊社に対して負っている債務について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
 3. 弊社は、本条に基づき弊社が行った行為により事業者に生じた損害について責任を負いません。

第23条 (反社会的勢力の排除)

1. 当該事業者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること
 - (2) 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること
 - (3) その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - (4) その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を毀損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - (5) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること
 - (6) 事業者及び弊社は、相手方当事者またはその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができるものとします。
2. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負いません。
3. 事業者又は弊社に第1項各号の事由がある場合、かかる事業者又は弊社は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するもの

とし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならないものとし、

第24条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結日から1年間とする。ただし本契約の有効期間満了の3カ月前までに、事業者または弊社から、相手方に対し、本契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、本契約は同内容にて1年単位で自動更新するものとし、その後も同様とします。

第25条（退会）

1. 事業者は、弊社所定の方法で弊社に通知することにより、本サービスから退会し、自己の登録を抹消することができます。
2. 退会にあたり、弊社に対して負っている債務が有る場合は、事業者は、弊社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 退会後の利用者情報の取扱いについては、第27条の規定に従うものとし、

第26条（本サービスの内容の変更、終了）

1. 弊社は、弊社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。弊社が本サービスの提供を終了する場合、弊社は事業者に事前に通知するものとし、
2. 弊社は、本条に基づき弊社が行った措置に基づき事業者に生じた損害について責任を負いません。

第27条（保証の否認及び免責）

1. 弊社は、本サービスが事業者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、事業者による本サービスの利用が事業者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 弊社は、弊社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、事業者が投稿したデータの削除又は消失、事業者の登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して事業者が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとし、
3. 本サービスに関連して事業者と他の事業者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、弊社は責任を負いません。事業者は、弊社がこれに対応することによって弊社に生じた損害・損失等について、合理的な範囲で賠償又は補償するものとし、

第28条 (免責事項)

事業者と求職者との間で、本サービスでの雇用及び雇用に関連する事項について紛争や疑義が生じた場合、当該紛争等が、本サービスのシステムエラーを原因として生じた場合を除き、弊社は、当該紛争等に対して責任を負わず、また、当該紛争等に対して弊社は一切の介入を行わず、当事者間で解決するものとします。

第29条 (秘密保持)

事業者は、本サービスに関連して弊社が事業者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、弊社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第30条 (利用者情報の取扱い)

1. 弊社による個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項が定義する「個人情報」と同義）の取扱いについては、別途、プライバシーポリシーの定めによるものとし、事業者はこのプライバシーポリシーに従って弊社が事業者の利用者情報を取り扱うことについて同意するものとします。
2. 事業者は、事業者が登録した担当者の氏名、電話番号等の個人情報が、至急連絡を取る必要がある場合等、必要に応じて、求職者に開示されることがあることについて同意するものとします。
3. 弊社は、事業者が弊社に提供した情報、データ等を、事業者を特定できない形での統計的な情報として、弊社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、事業者はこれに異議を唱えないものとします。

第31条 (本規約の変更等)

1. 弊社は、弊社の判断により、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合には、本サービス上にて変更後の本規約を掲載するものとし、これをもって当該変更の効力を生じます。
2. 前項にかかわらず、本規約の変更が、その内容に鑑みて事業者に重大な影響を与える場合には、事業者当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、事業者が本サービスを利用した場合又は弊社の定める期間内に登録抹消の手続きをとらなかった場合には、事業者は、本規約の変更同意したものとみなします。

第32条 (連絡又は通知)

本サービスに関する問い合わせその他事業者から弊社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他弊社から事業者に対する連絡又は通知は、弊社の定める方法

で行うものとします。

第33条 （地位の譲渡等）

1. 事業者は、弊社の書面による事前の承諾なく、弊社との契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 弊社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い弊社との契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに事業者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、事業者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、合併、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第34条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第35条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約及び本サービスの利用に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約又は本サービスの利用に起因し、又は関連する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023年7月1日制定